

スポーツ文化活動充実交付金に係る Q&A

Q 1. 基準日の7月1日以前に購入した道具等は交付金の対象になりますか？

A 1. 対象になります。

ただし、発注する前に様式第3号「事前着手届」の提出が必要です。

なお、交付申請は7月1日に団体人員を確定してから提出していただきます。

Q 2. 同一選手がスポーツ少年団または認定地域クラブを掛け持ちしている場合、交付金は両団体に支給されますか？

A 2. 支給可能です。

同一選手につき2団体まで交付対象とすることができます。ただし、同一競技等の場合はこの限りではありません。(どちらか一方の団体が対象となります。)

また、同一選手が3団体以上所属している場合、異なる競技で2団体(同一競技で1団体)まで交付対象とすることができるため、その所属団体を選択してください。

つきましては、申請前に各単位団、認定地域クラブ等で掛け持ちをしている児童生徒がいまいか必ず確認をしてください。

万が一、支給後に掛け持ちが発覚し、過支給となった場合には、返還手続きが必要となりますので、適正な申請にご協力ください。

※複数の団体に加入している児童生徒は、申請書に添付する様式第2号「飛騨市スポーツ文化活動充実交付金所属団体確認書」の「所属団体名称」と「所属団体種類」に申請する団体分ご記入ください。

Q 3. 当該交付金の対象となる費用は何ですか？

A 3. 練習に使用する消耗品費、機械器具購入費、練習試合や大会など市外遠征費に要する経費、試合等に使用するユニフォーム購入費、講師謝礼(認定地域クラブは市謝礼補助があるため対象外)などが対象となります。

対象かどうか判断がつきにくい場合は、その費用負担によりスポーツや文化活動の充実(効果)が説明できるか考えてみてください。

※飲食に係る費用は一部対象外となります。

Q 4. 練習や大会ではなく団体で行うイベント(夏祭り)などで使用する経費に対して交付金は活用できますか？

A 4. 活用できません。

スポーツや文化活動に係る経費に対する交付金としており、イベント等に係る経費

は対象外となります。

Q 5. 一度、実績報告書を提出しましたが、上限額まで達していなかったため、支出をした後に再度実績報告書を提出することはできますか？

A 5. できません。

基本的には実績報告書の提出により最終確定するものと考えてください。従いまして追加購入する可能性がある場合は実績報告書の提出をせず、すべての支出が済んでから実績報告書をご提出ください。

※交付申請時の事業計画は広く計画をしてください。

Q 6. 交付申請書や実績報告書、交付請求書の提出はメールで提出することは可能ですか？

A 6. 可能です。

ただし、交付申請書に添付する所属団体確認書は自署または記名押印のため、紙提出になります。スポーツ振興課または生涯学習課のほか、各振興事務所に提出していただく必要があります。

実績報告書や交付請求書はメールによる提出は可能です。その際は、実績報告書には領収書や写真などの添付資料も一緒に送信してください。また、交付請求書につきましては下部の余白に以下の情報を記載ください。

発行責任者 ○○ ○○（電話番号○○-○○○○/メール***@***）

担当者 ○○ ○○（電話番号○○-○○○○/メール***@***）

※メールアドレスは省略可能です。

提出先

【スポーツ系】スポーツ振興課 E-mail sportshinkou@city.hida.lg.jp

【文化系】生涯学習課 E-mail syogaigakusyu@city.hida.lg.jp

Q 7. 実績報告書に添付する写真は物品など1つずつ写っていればよいですか？また、現像した写真で提出しなければならないですか？

A 7. 1つずつ写す必要はありません。

原則、購入した物がすべて写っている写真を提出してください。（納品時に写真を撮るのが理想です。）ただし、既に配置済みなどの理由で困難であれば、各購入物品1つずつの写真を提出ください。

また、現像した写真で提出する必要はありません。写真を Word などに貼り付け、カラー印刷をして提出してください。

Q 8. 当交付金を遠征費用に使いたいと考えています。遠征費補助金（スポ少はスポ少事務局、中学部活動は教育委員会学校教育課）は補助率 2 分の 1 のため、残る自己負担分に当交付金を使うことはできますか？

A 8. できません。

当交付金は他の補助金等との併用はできません。

遠征費補助金において、補助対象経費は拘束された費用となるため、同じ経費をスポーツ文化活動充実交付金でも申請することは二重申請となり、無効となります。

既に交付済みの場合は返還義務が生じ、場合によっては加算金を付して返還していただく場合がございます。

Q 9. 夏休みを過ぎると育成会長など代表が変更になります。どのようにすればよろしいですか？

A 9. 変更の届け出をしてください。

令和 8 年度より、代表者変更の様式を新たに設けました。交付決定通知後に代表者変更となった場合は、様式第 4 号「飛騨市スポーツ文化活動充実交付金団体代表者変更届」を各担当部署へ提出してください。

【スポーツ系】スポーツ振興課

【文化系】生涯学習課